

第4章

健やかで心豊かに暮らせるまち



出張冒険遊び場

将来都市像

古都としての
風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を
想像するまち

将来目標 1 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

将来目標 2 歴史を継承し、文化を創造するまち

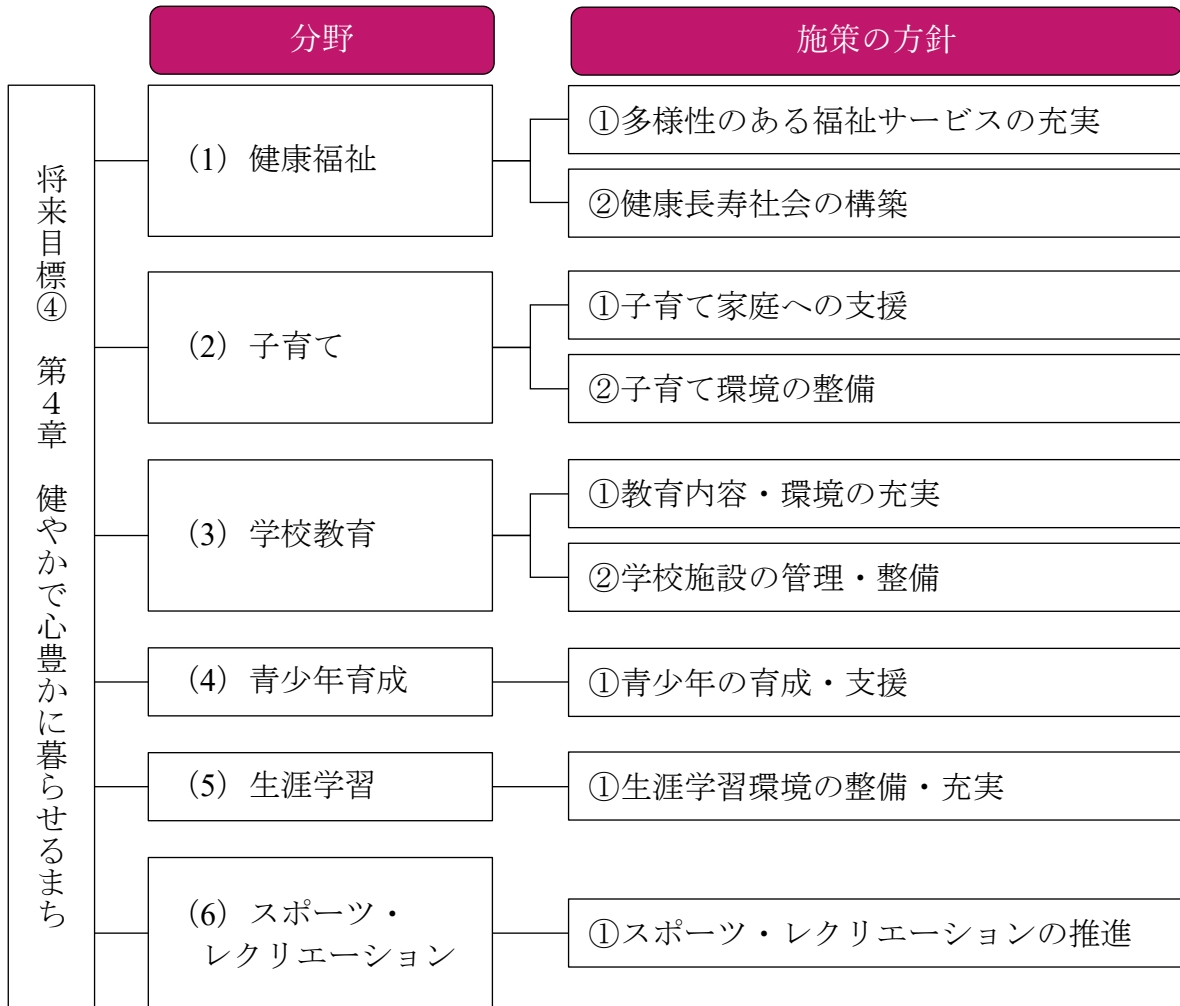
将来目標 3 都市環境を保全・創造するまち

将来目標 4 健やかで心豊かに暮らせるまち

将来目標 5 安全で快適な生活が送れるまち

将来目標 6 活力ある暮らしやすいまち

<関連する SDGs のゴール>



分野(1)健康福祉

施策の方針① 多様性のある福祉サービスの充実

～市民の多様性が尊重され、だれもが健康で安心して生活を送ることができるまちづくりを進めます～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ すべての市民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り、社会参加していけるように、地域の中で生活を支える多様な相談・支援体制の整備と必要なサービスを自らが選択できるような仕組みづくりを進めています。
- ◆ 現行の法体系や制度に基づく福祉サービスは、一定の役割を果たしているものの、複数の制度にまたがる問題、制度の狭間にある問題、「8050問題⁸⁵」をはじめとする社会の変容に応じて表面化してきた問題などがあり、これまでの福祉サービスでは十分に対応できていない面があります。また、現行の福祉サービスの制度や内容が市民に十分に伝わっていないことにより、市民の満足度が必ずしも高いとは言えない状況にあります。
- ◆ これまで地域福祉活動を先導して担ってきた方の高齢化が進んでいます。地域福祉活動を継続させていくため、新たな担い手となる人材の育成や確保を図り、市民相互の支援体制を充実する必要があります。また、活動拠点となる施設が少ないため、市民の生活課題を相談、解決できる場や、相談支援の仕組みづくりを進める必要があります。
- ◆ 高齢者が安心して暮らせるよう、相談がスムーズに行える顔の見える関係づくりのため、地域包括支援センターや在宅医療介護連携相談センターを中心として、医療と介護の関係機関が連携しています。また、高齢者福祉サービスの向上が課題となっている中、一つの方法として先端技術を用いて解決していく必要もあります。
- ◆ 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行⁸⁶が求められています。そのために、地域における生活の安心感を担保する機能を整備し、障害者等の地域での生活を支援することが必要です。併せて、地域の障害者等の相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能を拡充し、福祉・教育・医療・雇用等の連携をさらに強化し、必要なサービスの提供と地域移行を推進することが必要です。

⁸⁵ 80代の親とともに、引きこもりが長期化した50代の子どもが親子で生活を一にするなかで、収入確保や介護に支障が生じるなどにより、社会的に孤立している問題。

⁸⁶ 障害者が施設での入所生活から地域に根差した生活に移行することや、移行に必要な住居確保などの支援・相談体制のこと。

- ◆ 介護や障害福祉サービスの需要が増加している中、サービス提供事業所の職員確保が困難な状況であり、人材不足が生じています。サービス提供事業所が、安定したサービスを提供できるように、サービス提供事業所の参入促進やサービス提供事業所への支援の拡充が求められています。
- ◆ 高齢者や障害者が生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができるように、就労や社会参加への支援など、生きがいつくりの機会を増やすことが必要です。特に障害者については、就労相談の実施や市の直接雇用による雇用拡大などの就労支援が必要です。また、多様な就労の場として、福祉と農業、福祉と水産業の連携による新たな雇用の創出、福祉的就労の場の確保や工賃の向上に向けた販路拡大等が必要です

【課題】






- 地域の多様な生活課題の把握と解決に向けた取組を進める仕組みづくり
- 多様性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた意識の形成
- 地域における市民相互の支援体制の整備
- インフォーマルサービス⁸⁷が充実した地域づくり
- 総合的、包括的な相談体制の構築、整備
- 生活困窮者への支援体制の充実
- 公的サービスのメニューや社会資源の見える化
- 高齢者の暮らしを支え合う地域づくり
- 高齢者が安心できる暮らしを支援するための先端技術の活用
- 相談の円滑化のための顔の見える関係づくり
- 障害者が生涯にわたり安心して地域で暮らせる仕組みづくり
- 障害福祉サービスの安定した提供体制の整備
- 高齢者及び障害者の生きがいつくりのための支援策の充実
- 障害者への多様な就労の場の確保

⁸⁷ 行政・専門組織による公的サービス以外の、家族・友人、地域住民やボランティア等による福祉支援活動。

目標とするまちの姿

市民一人ひとりが、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできるまちとなっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 1.1 1.2 1.3	様々な事情で安定した生活を営むことが困難な世帯・人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、就労を含む必要な支援により自立を助け、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送れるまちを目指します。また、だれもが心身ともに健康で健やかに暮らすことができるよう、一人ひとりの健康づくりの支援や保険・医療・福祉サービスの利便性向上を図るとともに、福祉事業者との連携や地域福祉活動を担う人材育成に取り組めます。
 2.1	
 8.5	
 10.1 10.2	
 17.17	

主な取組

(1) 共生社会についての意識形成及びその実現に向けた仕組みづくり

共生社会についての市民や市職員に対する意識の形成を通じて、共生社会の実現を目指します。また、市民が、世代や背景を超えて地域でつながり、支え合う中で、「支え手」と「受け手」の立場を固定せず、だれもが役割と生きがいを持てるよう、その実現に向けた仕組みづくりに取り組みます。

(2) 福祉相談・支援体制の充実

市民の抱える課題やニーズが多様化、複雑化する中で、市と地域包括支援センター等の関係機関が相互に連携し、様々な生活課題を相談・解決できる場と、包括的かつ総合的に相談・支援を行う仕組みづくりを進めます。

(3) ライフステージに応じた福祉サービスの提供

高齢者や障害者をはじめ、様々な福祉的課題を抱える市民が、ICTなどの先端技術も活用して、ライフステージに応じた福祉サービスを利用できるよう体制の確保を図ります。また、住民同士が支え合える仕組みづくりや、福祉サービスを提供する人材確保への支援、多職種が連携し、それぞれの専門性を発揮した多様な福祉サービスの提供、市民自らが選択できる地域づくりを通じて、地域包括ケアシステムを構築するとともに、まちづくりとしての鎌倉版地域包括ケアシステム⁸⁸へと拡げていきます。

(4) 市民等の福祉活動への支援

高齢者や障害者等の支援に携わる関係機関や関係団体の活動を支援し、地域で行われる支援活動の充実を図ります。

(5) 高齢者・障害者等の社会参加、生きがいづくりの推進

高齢者や障害者等の活動支援や障害者二千九百人雇用センター及びワークステーションかまくらによる就労支援を進め、自立と社会参加を推進します。

(6) 権利擁護施策の充実

成年後見や虐待防止など、高齢者や障害者の人権が尊重され、その権利が擁護される体制の整備や周知・啓発活動の充実を図ります。

(7) 生活困窮者支援の充実

生活再建や貧困の連鎖の防止など、長期的な視点で生活困窮者への支援の充実を図ります。

(8) 医療・セーフティネットの確保

すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、生活保護制度をはじめとするセーフティネットや国民健康保険事業など、社会保障制度の適切かつ安定的な運営を図ります。

⁸⁸ すべての人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、福祉、住まい等の生活全般にわたる困りごとについて包括的に相談支援ができ、そこから見えてきた地域の課題に対して、市と地域住民と事業者が一体となって取り組み、解決することを可能にする地域体制のこと。

施策の方針の成果指標

成果指標①	多様性を尊重し、支え合う社会（共生社会）が実現していると思う市民の割合			出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月							
52.8%	55.7%	58.9%	61.8%	64.7%	67.6%	70.0%	

成果指標②	生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場がある市民の割合			出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月							
56.0%	56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%	

成果指標③	要支援・要介護認定率（第1号被保険者の性別・年齢別人口構成の影響を除外した認定率）			出典	厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」から抽出		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成30年度							
17.7%	18.5%	18.7%	19.0%	19.4%	19.6%	19.7%	

成果指標④	就労している障害者数			出典	所管課調べ		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和元年9月							
1,526人	1,642人	1,820人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	

施策の方針② 健康長寿社会の構築

～市民が主体的に健康づくりに取り組めるまちを目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 健康長寿社会の構築のためには、健康寿命⁸⁹と平均寿命の差を縮めることが重要です。
- ◆ 栄養バランスに偏りがある食生活や運動不足等により、糖尿病、心臓病、脳血管疾患等の発症者が増えており、これらの生活習慣病にかかる医療費は、国民健康保険では、全体の約4割を占めています。生活習慣病は、直接的な死亡には至らなくても、長い年月をかけて治療していく必要があります。また、生活習慣病の中には、介護を要する原因となる疾病もあることから、予防を心掛け、早期発見と重症化予防に努めることが大切です。
- ◆ このため、年代に応じた健康づくり支援として、健康診査等を活用する等、若いうちから、自らの健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付け、疾病予防や介護予防に向け主体的に取り組んでいくことが重要になっています。
- ◆ 本市では、自殺によって、年間約30人の方が亡くなっており、40歳から50歳の男性が多く、次いで60歳以上の男女が多くなっています。「だれも自殺に追い込まれることのない地域の実現」を目指し、こころの健康づくりを含めた総合的な対策が必要です。
- ◆ 災害が発生した際には、多くの市民等が被害を受け、避難所生活を強いられることが想定されます。災害発生時に備え、救護所の運営等の医療救護活動が円滑に行えるよう、災害時医療救護マニュアル等の整備が不可欠となっています。

【課題】




- 生活習慣病にかかる医療費の増大への対応
- ライフステージに応じた健康づくりの必要性
- こころの健康づくりの推進
- 災害時医療体制の整備

⁸⁹ 平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

目標とするまちの姿

保健・医療・福祉サービスが充実するとともに、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境が整備され、未病⁹⁰の改善が進み、健康寿命が延伸しています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 3.1 3.2 3.3 3.4 3.7 3.8 3.a 3.c	<p>だれもが心身ともに健康で健やかに暮らすことができるよう、一人ひとりの健康づくりの支援、介護予防の充実、特定健診⁹¹受診率の向上等に取り組むとともに、保健・医療・福祉サービスの利便性向上を図ります。</p> <p>また、災害等に備え、災害時要配慮者への支援体制の拡充に取り組めます。</p>
 11.5	
 17.17	

⁹⁰ 人の健康状態が、健康と病気の間で連続的に変化している状態。

⁹¹ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善及び保健指導のための検診で、40歳～74歳までのすべての医療保険加入者全員を対象とした制度。平成20年（2008年）3月より開始。

主な取組

(1) 健康づくりの推進

すべての市民が、主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた健康づくりを推進するため、関係機関と連携して、パブリテック⁹²の活用を含めた体系的な取組を進めます。

(2) 長寿社会のまちづくり

人生100年時代を迎え、就職・結婚・定年といった従来の画一的な人生から、一人ひとりが自ら人生を設計し、いつまでも生き生きと自分らしく生活することができる長寿社会のまちづくりに取り組みます。

(3) データを活用した健康・医療・介護等

健診・医療・介護に関する様々なデータの収集と分析等により、データに基づいた市民の健康づくり・介護予防に取り組みます。

(4) 介護予防の充実

健康寿命の延伸に向け、運動機能や口腔機能の低下、低栄養の予防等に高齢者が自主的に取り組めるよう、介護予防の充実を図ります。

(5) 特定健診受診率等の向上及び生活習慣病予防の充実

若年期からの意識啓発や特定健診受診率等を向上させる取組を充実させ、生活習慣病の予防に努めます。

(6) 自殺対策・こころの健康づくり体制の充実

関係機関等と連携を図り、ゲートキーパー⁹³の養成とともに、こころの健康づくりに関する相談やパブリテックを活用した情報提供体制の充実を図ります。

(7) 災害時の医療救護活動の充実

市民が安心して健康的な生活を送るために、災害が発生した際に備え、適宜、災害時医療救護マニュアル見直しを図るとともに、災害時における救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう体制整備を進めます。

⁹² 公共（Public）と技術（Technology）を掛け合わせた造語で、AI（人工知能）、ディープラーニング（深層学習）、ブロックチェーン等の先端技術を用いて、社会課題を解決すること。

⁹³ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

施策の方針の成果指標

成果指標①	平均寿命と健康寿命の差 ⁹⁴				出典	かながわ健康長寿ナビサイト(神奈川県健康増進局保健医療部健康増進課)	
初期値	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	
平成28年度							
(男性) 1.72歳 (女性) 3.68歳	1.71歳 3.67歳	1.70歳 3.66歳	1.69歳 3.65歳	1.68歳 3.64歳	1.67歳 3.63歳	1.66歳 3.62歳	

成果指標②	主要死因別標準化死亡比				出典	厚生労働省人口動態特殊報告	
初期値	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	
平成20年度から平成24年度							
悪性新生物							
(男性) 92.2 (女性) 95.4	92.2 95.4	92.2 95.4	92.2 95.4	92.2 95.4	92.2 95.4	92.2 95.4	
心疾患							
(男性) 79.7 (女性) 83.1	79.7 83.1	79.7 83.1	79.7 83.1	79.7 83.1	79.7 83.1	79.7 83.1	
脳血管疾患							
(男性) 76.0 (女性) 83.1	76.0 83.1	76.0 83.1	76.0 83.1	76.0 83.1	76.0 83.1	76.0 83.1	

成果指標③	かかりつけ医がいる市民の割合				出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	
令和2年1月							
62.8%	64.1%	65.4%	66.7%	68.0%	69.3%	71.5%	

成果指標④	要支援・要介護認定率(第1号被保険者の性別・年齢別人口構成の影響を除外した認定率)(再掲)				出典	厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」から抽出	
初期値	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	
平成30年度							
17.7%	18.5%	18.7%	19.0%	19.4%	19.6%	19.7%	

⁹⁴ 本市では「65歳からの平均自立期間」を「健康寿命」に読み替えて使用している。健康寿命は「平均余命」から「65歳からの平均自立期間」を差し引いて算出している。

分野(2)子育て

施策の方針① 子育て家庭への支援

～多様化・複雑化するニーズに対応した子育て支援を推進します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観が多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加等、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。また、幼児教育を無償化するなど、社会全体で子育て支援の取組が進められています。
- ◆ 本市の子どもの貧困⁹⁵率は、国全体に比べれば低いものの、貧困家庭の約半数がひとり親家庭であり、ひとり親家庭の貧困率が高くなっています。
- ◆ 社会情勢の変化や価値観の多様化等により、子育て支援のニーズは多様化かつ複雑化しており、幼児教育の無償化や保護者の経済的負担軽減策、ひとり親家庭への支援策、発達に特別な支援が必要な子どものライフステージに応じた支援、子育て支援ネットワークとの連携など、様々な子育て支援サービスを行っていますが、子育て支援施策のさらなる充実が求められています。
- ◆ 核家族化や地域社会の希薄化などを起因とした育児不安・育児負担の高まりなどから、虐待相談件数が増加傾向にあり、保護者に対する各種相談や児童虐待未然防止等の取組の拡充を図っています。児童虐待の未然防止・早期発見に向け、関係機関との連携強化や取組の充実が必要です。

⁹⁵ 生まれ育った家庭やさまざまな事情から、子どもの健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていないこと。国民生活基礎調査における「子どもの貧困率」は、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合を指す（OECDの作成基準に準ずる）。

【課題】

- 多様化する子育てニーズへの支援の充実
- 妊産婦を取り巻く環境の変化への対応
- 子育てに必要な情報の提供
- ひとり親家庭に対する支援及び情報提供
- 特別な支援を必要とする子どもへのライフステージに応じた地域生活・支援体制の整備
- 児童虐待予防、早期発見に向けた取組
- 地域全体としての子育て支援体制の確立

目標とするまちの姿

地域と関係団体等との連携が進み、多様化・複雑化する子育てニーズへの対策が充実し、子育ての不安や悩みを解消するための環境が整備され、地域全体で子育て家庭への支援が行なわれています。

鎌倉版ネウボラ⁹⁶により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が充実しています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 1.2 1.3	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実するとともに、多様な子育てニーズやライフステージに合わせた支援を通じ、すべての子育て家庭が安全で安心して子育てできる環境の整備を進めます。 関係機関との連携体制の構築や支援施策を充実し、児童虐待を未然に防止します。
 2.1 2.2	
 3.2 3.3 3.7	
 4.2	
 8.5 8.8	
 11.7	
 16.2	

⁹⁶ フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。

主な取組

(1) 子育て支援サービスの充実

多様化・複雑化する子育てニーズに対応するため、各種相談や家庭訪問、保護者の経済的負担軽減策、発達に特別な支援が必要な子どものライフステージに応じた支援などを実施し、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 核家族化・地域社会の希薄化への対応

現在子育てを行っている家庭や、これから子育てを始める人たちに必要とされる情報の把握、子育て支援情報の積極的な提供を行います。

(3) 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援

市民や NPO との協働による子育て支援ネットワークづくりを進めるとともに、活動への支援を行います。

(4) 児童虐待防止対策の推進

子ども家庭総合支援拠点⁹⁷を設置し、子どもと家庭全般に対する支援を充実させるとともに、関係機関と連携体制を構築し、児童虐待防止対策を推進します。

(5) 子どもの貧困対策

ひとり親家庭が必要とする支援を受けることができるよう、各種支援制度の積極的な周知、支援制度の充実に努めます。

(6) 幼児教育の無償化

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から幼児教育を無償化します。

(7) 鎌倉版ネウボラによる支援

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、出生率の向上や子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めます。

⁹⁷ 子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、相談全般から、訪問等によるソーシャルワーク業務までを行う支援のための拠点のこと。児童福祉法の中で、市区町村が整備に努めなければならないと規定されている。

施策の方針の成果指標

成果指標①	合計特殊出生率				出典	神奈川県衛生統計年報	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成29年							
1.18	1.22	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	

成果指標②	地域で子育てを支えるまちが実現していると感じる市民の割合				出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月							
43.3%	45.0%	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%	

成果指標③	乳幼児健診の受診率				出典	市町村母子保健報告	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成30年度							
4か月児 96.0%	96.4%	96.8%	97.2%	97.6%	97.8%	98.0%	
お誕生日前 95.4%	95.9%	96.4%	96.9%	97.4%	97.9%	98.0%	
1歳6か月児 96.2%	96.5%	96.8%	97.2%	97.6%	97.8%	98.0%	
3歳児 94.3%	95.0%	95.7%	96.4%	97.1%	97.8%	98.0%	

成果指標④	「子育てに関する情報を得やすい」と感じている市民の割合				出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月							
39.3%	40.0%	41.0%	42.0%	43.0%	44.0%	45.0%	

施策の方針② 子育て環境の整備

～すべての子どもたちが健やかに成長できる子育て環境を整備します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 昨今の経済情勢や女性の社会的進出、共働き世帯の増加等により就労家庭が増え、就労する母親の割合が増加しています。保育ニーズが年々増加してきていることから、保育施設の整備による入所児童数の増加を図るとともに、幼稚園預かり保育の運営への補助を行うなど、待機児童⁹⁸対策が進められています。
- ◆ 児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすとともに、青少年が自立に向けて多様な体験や経験、社会参画の機会を得ることができる居場所の確保が求められています。
- ◆ 乳幼児と保護者が自由にくつろぐことができ、子育ての悩み相談や子育て関連情報の提供等を行う子育て支援センターを市内に4施設整備しています。子育て支援センターが設置されていない地域では代替の事業として、つどいの広場事業が行われています。
- ◆ 保育環境の整備にあたっては、補助金等の経費負担が増大しています。

【課題】

- 待機児童の解消
- 安全・安心な放課後の居場所づくり
- 子育て支援センター未整備地域の解消




⁹⁸ 保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用の申し込みをしているが、利用していない者。

目標とするまちの姿

子育て関連等施設の充実により、すべての子どもたちが健やかに成長できる環境が整っています。

また、地域の方々との連携により、子どもたちが鎌倉ならではの多様な体験・活動を行える環境が整っています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 4.2	生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の機会の確保や、保育施設、親子の居場所、児童の放課後等の居場所など、子育て関連等施設の充実に取り組みます。
 5.4	
 11.7	

主な取組

(1) 保育環境の充実

認可保育所や認定こども園等の環境を整備するとともに、幼稚園預かり保育の充実など、待機児童対策を推進します。

(2) 放課後環境の整備

児童の安全・安心な放課後等の居場所を確保するため、すべての小学校区で放課後かまくらっ子が実施できる環境を整備します。

(3) 親子の居場所の充実

親子で気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中でくつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境を整備します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	待機児童数			出典	所管課調べ		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年 4月1日							
(保育所)78人	40人	0人	0人	0人	0人	0人	

成果指標②	保育園の受入数			出典	所管課調べ		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年 4月1日							
2,641人	2,880人	2,900人	2,910人	2,910人	2,910人	2,910人	

成果指標③	幼稚園預かり保育対象者数			出典	平成30年度における幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)預かり保育延べ人数調査		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成30年度							
62,427人	63,791人	63,103人	62,381人	61,710人	60,988人	60,988人	

成果指標④	子育て支援センター(つどいの広場)の利用者数			出典	①子育て支援センター活動報告書 ②平成30年度 つどいの広場年間集計表		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成30年度							
①子育て支援センター 39,771人	37,227人	37,115人	37,264人	36,557人	35,812人	35,812人	
②つどいの広場 (腰越) 2,657人 (七里ガ浜) 940人	2,824人	2,789人	2,754人	2,718人	2,684人	2,684人	

分野(3)学校教育

施策の方針① 教育内容・環境の充実

～すべての児童生徒に質の高い教育を提供し、持続可能な社会の担い手として生きる力を育みます～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ グローバル化や情報化社会等により社会状況がめまぐるしく変化する予測が困難な時代を迎え、学校教育においては、国際理解教育やICT教育の充実等、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、どのような状況であっても対応できるよう、生きる力を身につけていく必要があります。また、学校を取り巻く社会環境も著しく変化していることから、これらに対応した学校運営が求められます。
- ◆ 知・徳・体にわたる生きる力を身につけさせる質の高い教育は、社会に開かれた教育課程によって、学校・家庭・地域が協働して取り組む必要があります。
- ◆ 子どもたちが抱える課題が、複雑化・多様化・低年齢化してきており、教職員は、幅広い知識や技術を身につけるとともに、心理職・福祉職だけでなく、他機関との連携を今まで以上に密にする必要があります。
- ◆ これからの共生社会においては、多様な子どもたちが一緒に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システム⁹⁹の構築にも取り組む必要があります。

⁹⁹ 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶしくみのこと（障害者の権利に関する条約第24条）。



【課題】

- ICT環境の充実
- 生きる力を身につける質の高い教育の推進
- 児童生徒へのきめ細やかな指導
- 個に応じた教育内容・指導・支援体制の充実
- 子どもたちに確かな学力を育成するための授業改善
- いじめ問題の未然防止や早期対応、不登校に対する支援体制の充実
- 地域との連携による安全教育、防犯・防災体制の充実
- 児童生徒の問題行動に係る背景の複雑化・多様化への対応
- 教職員の指導力向上のための研修等の充実
- インクルーシブ教育システムの構築
- 就学援助の内容の充実及び的確な支援対象者の見極め

目標とするまちの姿

学校・家庭・地域の連携により、安全で安心な学校づくりが進められ、小・中学校に通う児童・生徒のだれもが、健やかで楽しく、充実した学校生活を過ごしています。学校では、子どもたちの学ぶ意欲を高めながら、子どもたちへのきめ細かい指導により、生きる力を育てています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 4.1 4.3 4.5 4.a 4.c	学校・教育委員会・家庭・地域・市の連携体制により、安全教育の実施と安心・安全な環境づくりを推進します。また、いじめ問題への未然防止・早期対応等、きめ細かな児童・生徒指導を進めます。
 16.1 16.b	子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力を身につけ、将来に夢や希望が持てる豊かな学びを推進します。 また、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた教育や特別支援教育を推進し、すべての子どもたちが多様性を認め合い、地域で共に学ぶことのできる環境づくりを進めていきます。

主な取組

(1) 社会に開かれた教育課程の実現

児童生徒が、健やかで楽しく、充実した学校生活を送るため、学校・家庭・地域がさらなる連携を図り、児童生徒への安全教育の実施と安心・安全な環境づくりを推進します。

(2) 豊かな学びの推進

子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力を身につけるため、学習環境の充実やICT教育、地域教材を生かした郷土学習、さらに国際理解教育や創造的思考力の育成を積極的に行うことにより、将来に夢や希望が持てる豊かな学びを推進します。

(3) 児童・生徒指導の充実

学校・教育委員会・家庭・地域・市の連携体制を築くことにより、きめ細かな児童・生徒指導を進め、いじめ問題への未然防止・早期対応、不登校児童生徒への教育的支援に努めます。

(4) インクルーシブ教育の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた教育や特別支援教育を推進します。また、すべての子どもたちが多様性を認め合い、地域で共に学ぶことのできる環境づくりを進めていきます。

施策の方針の成果指標

成果指標①	将来に夢や目標を持てる児童生徒の割合			出典	全国・学力学習状況調査 生徒質問紙		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年 4月18日							
72.8%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%	81.0%	82.0%	

成果指標②	小・中学校における特別支援学級の設置率			出典	所管課調べ(学校数及び特別支援学級設置校数から計算)		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年 4月1日							
76.0%	80.0%	84.0%	88.0%	92.0%	96.0%	100.0%	

成果指標③	「授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使用したか」において、ほぼ毎日と回答した児童・生徒の割合			出典	全国・学力学習状況調査 生徒質問紙		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年 4月5日							
4.3%	—	10.0%	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	

施策の方針② 学校施設の管理・整備

～すべての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができる良好な教育環境づくりに向けて、学校施設の適切な管理及び整備を進めます～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 学校施設は昭和 40～50 年代に建築した建物が多く、老朽化が進んでおり、一斉に更新時期を迎えます。
- ◆ 日々の修繕等により、適切な教育環境の維持に努めていますが、学校施設の老朽化対策や長寿命化を図るため、計画的な改修や建替えが必要となっています。
- ◆ 図書室や理科室などの特別教室へのエアコン設置、並びに、いじめなどに関して個別面談ができる相談室、LGBT¹⁰⁰にも配慮した更衣室・休憩室の設置など、多様な教育環境的ニーズに応じるとともに、バリアフリー¹⁰¹法等関係法令に基づく対応や、地域住民の理解と協力を得て行う地域とともにある学校づくりが必要となっています。
- ◆ 学校間の児童生徒数、学級数等のアンバランスや今後の人口減少を見据え、学校規模の適正化を図るための統廃合・学区再編等が必要となっています。

【課題】

- 学校施設及び各種設備の老朽化対策
- 多様な教育環境的ニーズや関係法令等に基づく対応
- アンバランスな学校規模（児童生徒数及び学級数）の適正化


目標とするまちの姿

学校規模の適正化とともに、学校が地域コミュニティや地域防災の核であることに配慮した、学校施設の計画的な再編や児童生徒の教育環境が良好に整備されています。

¹⁰⁰ レズビアン（同性を好きになる女性）・ゲイ（同性を好きになる男性）・バイセクシュアル（同性も異性も好きになる人）・トランスジェンダー（性同一性障害など心と身体の性が一致しない人）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称のひとつ。

¹⁰¹ 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、現在では、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味でも用いられている。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 4.1 4.3 4.5 4.a	児童生徒が学ぶ意欲を高め、確かな学力を身につけることができ、障害・ジェンダーに配慮し、さらに個に応じた教育を推進する環境整備を行うことにより、すべての児童生徒が分け隔てなく、だれもが教育を受け、健やかに充実した学校生活を送ることができる環境を目指します。

主な取組

(1) 学校施設の計画的な整備

すべての児童生徒の良好な教育環境づくりのため、学校施設の老朽化対策や各種設備の更新、学習・生活環境の改善に資する整備を計画的に進めます。また、学校規模の適正化とともに、地域防災等の必要な機能を合わせ持った施設整備を進めていきます。

(2) 学校施設の適正な管理

児童生徒の安全で安心な教育環境を維持するため、必要な点検・修繕等を適正に実施します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	小・中学校における特別支援学級教室の設置率			出典	所管課調べ(学校数及び特別支援学級設置校数から計算)		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年4月1日							
76.0%	80.0%	84.0%	88.0%	92.0%	96.0%	100.0%	

成果指標②	トイレの洋式化率			出典	所管課調べ(小中学校トイレの洋式化率及びみんなのトイレ整備状況から計算)		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年4月1日							
49.8%	57.6%	70.4%	70.4%	70.4%	70.4%	70.4%	

成果指標③	みんなのトイレの設置率			出典	所管課調べ(小中学校トイレの洋式化率及びみんなのトイレ整備状況から計算)		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年4月1日							
80.0%	88.0%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	96.0%	

分野(4)青少年育成

施策の方針① 青少年の育成・支援

～次世代を担う青少年一人ひとりの自立に向けた環境づくりを推進します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 現代において、ひきこもり¹⁰²等の問題は、若者世代の課題にとどまらず、40代以降の中高年世代を当事者とする「8050問題」が社会的な課題となっています。その中で、人とつながれず居場所がないと感じ、孤立感や孤独感を抱え、自己肯定感の低下から、失敗を恐れ、社会に参加し、自立に向けて進むことに難しさを感じている青少年も少なくありません。
- ◆ 地域の中での人間関係が希薄となり、地域社会への参加や、家族以外の様々な人たちと関わる機会が少なくなっています。
- ◆ 青少年が自立・参画・共生していく基礎を育むことができる環境づくりや支援、地域の中で発達段階に応じたキャリア教育¹⁰³等の機会を充実していく必要があります。

【課題】

- 青少年の自立に向けた居場所づくりの充実
- 発達段階に応じたキャリア教育の推進
- 地域づくりに参画することができる機会や仕組みの提供

¹⁰² 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいう。





¹⁰³ キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

目標とするまちの姿

青少年一人ひとりが多様な体験や活動を通じて、夢や希望を持って様々なことに挑戦し、多くの人々との関わりの中で地域を支えられるような大人に成長しています。

地域に青少年が集うことのできる居場所や社会参画の機会・仕組みが整っています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 1.2	青少年が自立・参画・共生していく基礎を育み、青少年が心身ともに健やかに成長し社会参画ができるよう、居場所づくりやキャリア教育の充実を図ります。 また、地域が青少年を育て、成長した青少年が次代の地域づくりを担える風土を醸成していきます。
 4.3 4.4 4.5	
 8.5	
 11.7	

主な取組

(1) 青少年の居場所づくり

多様な体験・活動や多くの人々との関わりを通じて、青少年が自立・参画・共生していく基礎を育むことができる居場所づくりを支援します。

(2) 地域の担い手となる青少年の育成

地域で青少年を育成する風土を醸成するとともに、将来の地域づくりの担い手となる青少年の育成を目指し、発達段階に応じた社会参画の機会を創出します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	放課後かまくらっ子に参加した中高生の数			出典	所管課調べ		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和元年 8月31日							
30人	50人	50人	70人	70人	100人	100人	

成果指標②	放課後かまくらっ子の推進支援に参画した大学生の数			出典	所管課調べ		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年 4月1日							
100人	160人	200人	200人	230人	230人	250人	

成果指標③	大学生の放課後かまくらっ子参画の満足度			出典	所管課調べ		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年度アンケート調査実施 予定							
—	—	—	—	—	—	—	

分野(5)生涯学習

施策の方針① 生涯学習環境の整備・充実

～市民が主体的に学び合う環境を整えるとともに、地域のつながりを創出します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会・場所において学習することができ、その成果を適切に生かせる生涯学習¹⁰⁴社会の実現を図ることが求められています。
- ◆ 自由時間の増大や生活・教育水準の向上、超高齢社会の進行、社会環境の変化に伴い、市民の学習ニーズは今後もますます多様化・高度化し、増加することが想定されます。
- ◆ 地域には、生涯学習を支える人材と資料等が豊富にありますが、学習資源として十分に利活用できる環境は整備されていません。
- ◆ また、施設や設備の老朽化により利用環境が悪化しており、生涯学習施設が学習資源として十分に活用できる状態とはいえません。
- ◆ 情報技術の進展や社会的課題の変容に伴い、生涯学習施設に求められる役割も変化してきています。

【課題】


- 生涯学習施設の老朽化に伴う管理・運営方法の見直し
- 生涯学習の主たる事業が貸館になっている施設の改善
- 豊富な人材や歴史・資料等の学習資源の利活用するための環境整備
- 生涯学習プログラムの定型化
- 生涯学習を支える人材・担い手の高齢化に伴う跡継ぎの育成
- 多様化・高度化し増加する市民の生涯学習ニーズへの対応

¹⁰⁴ 市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習すること。

目標とするまちの姿

だれもが手軽に地域の学習資料を利用できる環境が整備されています。教育機関・企業などとの連携により、多様な学習プログラムが提供され、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、世代を超えて市民同士がふれあうことができる生涯学習が推進されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
4.7 	だれもが生涯にわたり、あらゆる機会、場所において、学習することのできる生涯学習社会の実現が求められています。市民が主体的に学びあう環境を整え、充実することで、質の高い生涯学習が推進されるまちを実現します。

主な取組

(1) 豊かな資源を生かした生涯学習の推進

市民のだれもが、いつでも手軽に学習できる環境を整えるため、生涯学習施設の管理・運営を充実させます。また、教育機関等・企業との連携により資料の収集及び保存方法を充実させ、市民の学習資料として提供することにより、質の高い生涯学習を推進していきます。

(2) 多様な生涯学習機会の提供と周知

人生 100 年時代を迎える中で、多世代の多様な生涯学習のニーズに対応するため、市が主催する学習講座に加え、教育機関・企業や市民団体・地域団体における講座・イベント等を幅広く紹介し、市民の生涯学習参加の機会の充実を図るとともに、世代を超えて市民同士がふれあい、交流できる学習交流の機会を提供します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	生涯学習に取り組んでいる市民の割合			出典	市民アンケート調査		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
令和2年1月	44.0%	45.0%	46.0%	47.0%	48.0%	50.0%	

成果指標②	市主催の生涯学習事業(講座・イベント)参加者の満足度			出典	平成30年度講座・イベントアンケート集計(鎌倉市生涯学習推進委員会)		
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
平成31年4月	90.2%	90.2%	90.2%	90.2%	90.2%	90.2%	

分野(6)スポーツ・レクリエーション

施策の方針① スポーツ・レクリエーションの推進

～市民がスポーツに親しみ、楽しみながら、健康的な生活を営めるまちを目指します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ スポーツは、学校体育、競技スポーツだけでなく、健康・体力づくり、レクリエーション、自然とのふれあい、市民間の交流など多様化しています。市民が生涯にわたって健康的な生活を営む上で、スポーツに親しめるようにすることは重要な要素となっています。
- ◆ 市民のスポーツ実施率（1回30分以上の運動を週1日以上実施している人の割合）は、目標値60%に対して、46.4%に留まっている状況です。
- ◆ スポーツをする習慣のない市民や、スポーツ実施率の低い子育て世代やフルタイムで働く年齢の市民等が、もっとスポーツに親しめるようにすることが必要です。さらにスポーツ活動団体への援助・支援や関係団体との連携強化が求められています。
- ◆ 障害者スポーツの推進のためには、障害者スポーツを広く紹介するとともに、支援者や指導者を確保すること、また、スポーツ施設のバリアフリー化が必要です。
- ◆ 競技スポーツの活性化のためには、アスリートを育成する練習場所の確保が必要です。しかし、現状はそのような施設の数に限られているため、このような環境の下で効果的な練習を指導できる指導者の育成が必要となっています。
- ◆ 競技スポーツが行えるような規模の大きな施設が不足しており、大会の開催・運営などに苦慮しています。また、スポーツ施設の老朽化も進むなど対策が必要となっており、スポーツ施設の整備が求められています。





【課題】

- ライフステージに応じたスポーツ環境の整備
- 豊かな自然（海・森林など）と歴史を活用したスポーツの啓発
- スポーツ実施率の向上
- 障害者スポーツ体験会等の実施を通じた普及啓発
- 関係団体への指導・支援の充実や団体との連携強化
- 競技力向上に対する支援策の拡充
- スポーツ施設のバリアフリー化
- スポーツ施設の整備

目標とするまちの姿

総合体育館やスポーツ広場の整備が進み、競技スポーツが活性化することで、市民のスポーツへの関心が高まっています。また、身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーションに取り組める場が整備され、市民の運動習慣が向上し、健康寿命が高まっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 3.4 すべての人に 健康と福祉を	スポーツをする習慣のない市民や、スポーツ実施率の低い市民等が、身近な場所で気軽にスポーツイベントに参加することができるよう、きっかけづくりの提供や情報提供などを行うとともに、身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーションに取り組める場を整備することで、市民のスポーツへの関心を高め、市民の運動習慣の向上と健康寿命の延伸を目指します。
 11.7 住み続けられる まちづくりを	
 12.8 つくる責任 つかう責任	
 17.17 パートナーシップで 目標を達成しよう	

主な取組

(1) 市民スポーツ・レクリエーションの推進

市民が身近な場所で気軽にスポーツイベントに参加することで、スポーツを習慣化するためのきっかけづくりの提供や情報提供などを行います。また、障害者スポーツの推進を図るとともに、自然とふれあいながら行うウォーキングやマリンスポーツなどの野外活動の普及・奨励に努めます。

(2) スポーツ環境の整備

すべての市民が自ら生涯スポーツを継続できるよう、体力・健康づくり教室や運動・体力相談事業などのイベントや教室を開催し、気軽に楽しめる環境の整備を行います。

また、アマチュアスポーツや生涯スポーツの振興を支える団体を支援、育成するとともに、スポーツ活動を支援・指導する担い手を育成します。

(3) 競技スポーツの推進

市民が競技を行う上で目標となる市民大会等を開催する他、競技者の裾野を広げるための教室を実施します。

また、ジュニア世代を対象にトップアスリートやその指導者から指導を受ける機会を提供することで、幼少期から競技スポーツへのきっかけづくりを支援します。

(4) スポーツ施設の管理・整備

既存のスポーツ施設のバリアフリー化を行うとともに、市立小中学校の体育館・プールの開放など、市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめる環境を整備します。

また、市民大会を円滑に開催することが可能な施設の整備を目指します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	1回30分以上、週1回以上運動している市民の割合					
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
初期値 令和2年1月	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	44.4%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%

